

令和6年10月2日

学校法人茶屋四郎次郎記念学園 御中

学校法人茶屋四郎次郎記念学園に係る第三者委員会調査報告書  
(要約版)

第三者委員会

委 員	前田 俊房	(弁護士 前田俊房法律事務所)
委 員	中村 あゆ美	(弁護士 関東法律事務所)
委 員	遠藤 泰裕	(弁護士 永沢総合法律事務所)
補助者	前田 俊斎	(弁護士 前田俊房法律事務所)
補助者	小暮 駿生	(弁護士 前田俊房法律事務所)

本報告書(要約版)は、令和6年5月31日付第三者委員会設置要領に基づき設置された第三者委員会が令和6年9月13日本法人に提出した第三者委員会調査報告書の要約版である。

なお、本報告書(要約版)の作成にあたっては、本報告書(公表版)を底本とし、大意を維持しつつ、当該記載事項ごとの重要性に応じ、一部の記載を要約又は省略している。



## 目 次

第1章	本第三者委員会設置とその経緯	1
第2章	当事者等	3
第3章	本法人の設立から平成20年公表まで	6
第4章	平成20年公表	7
第5章	平成20年公表から中島氏の仮釈放まで	7
第6章	中島氏の仮釈放から本法人理事長復帰まで	7
第7章	中島氏の本法人理事長・学長復帰から本第三者委員会設置まで	14
第8章	理事・監事に対する質問状による調査と分析	20
第9章	教職員に対するアンケート調査と分析	21
第10章	中島氏復帰の法的制約及びその合理性	22
第11章	提言	24

注) 本報告書(要約版)には、別紙、別表及び資料目録を編綴していない。本報告書(要約版)本文中の資料番号等は、本報告書(公表版)の資料番号等と共通である。

## 第1章 本第三者委員会設置とその経緯

### 第1 本第三者委員会の設置

1 令和6年5月31日開催の理事会決議により、第三者委員会設置要領(資料1。以下「本設置要領」という。)の承認決議がなされ、同日、第三者委員会が設置された(以下「本第三者委員会」という。)。第三者委員会設置の目的は、本法人理事長及び本学学長であった中島恒雄氏(以下「中島氏」という。)が、平成20年1月、強制わいせつ容疑で逮捕されたことから、平成20年6月27日、中島氏が本法人の理事長・理事及び本学の学長・教授等として復帰することを認めない旨の方針を公表した(以下「平成20年公表」という。)にもかかわらず、令和2年11月、中島氏が本法人理事長及び本学学長に復帰したことについて管理運営上の経緯、背景及び原因等に関する調査、検証及び評価を行い、調査によって問題点が判明した場合には、改善策について提言しようとするものである。

### 2 本第三者委員会の構成と運営

#### (1) 委員

本第三者委員会の構成は、委員3名、補助者2名の弁護士5名から構成され、各委員及び補助者は、本第三者委員会設置時における本法人の理事及び評議員並びに本大学の教職員の名簿を受領し、それらの者との間において何ら利害関係のないことを確認した。

また、本法人・本大学等との連絡調整と調査資料収集は、本法人の事務職員を介して行った。

#### (2) 本第三者委員会の運営

本設置要領の定めに従うほか、日本弁護士連合会公表の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」(平成22年12月17日改訂)に準拠した。

### 3 調査事項

本設置要領に定められた次に掲げる事項である。

- (1) 平成20年公表以降、本設置要領施行日現在までの中島氏の本法人等への関与の実態、経緯、背景及び原因
- (2) 平成20年公表に反し、令和2年に中島氏が本法人理事長及び本学学長に復帰するに至った経緯、背景及び原因
- (3) 令和5年に中島氏が本法人理事長及び本学学長を退任し、本法人等が本第三者委員会を設置にするに至った経緯及び背景
- (4) 上記(1)~(3)の調査によって本法人等の管理運営上の問題点が判明した場合には、当該問題点に関する改善策
- (5) その他一切の関連事項

## 第2 第三者委員会設置の経緯

第三者委員会設置に至る、そもそもその経緯は、中島氏の強制わいせつ等刑事事件にはじまる。

本法人は、中島氏が逮捕されたことから、平成20年公表を本大学ホームページに掲載し、中島氏が本法人の理事長・理事及び本学学長・教授等として復帰することを認めない旨の方針を公表した。中島氏は、その後、6件の強制わいせつ罪等で懲役2年の実刑判決を受け収監されたが、中島氏の収監中、本法人は、中島氏の仮釈放嘆願等に動き、また、本法人の教職員が中島氏と書簡のやりとりをし、本法人・本大学の運営に関する意見を得、その指示を受けていたこと等が発覚した（資料9/平成21年12月3日付将来構想検討委員会議事録）。

平成22年7月7日、中島氏は仮釈放となつたが、本法人は、その翌日の同月8日には、中島氏を事務総長職（月額給与500万円）とする辞令を発し（資料8-1、同8-1-1）、さらに事務局長の辞令を発した。しかし、中島氏を事務総長とし給与を決定した経過については、理事会決議がなされた記録はなく、同様に中島氏を事務局長とした手続経緯も不明のままであった（但し、本委員会の調査の結果、前記6月28日付辞令につき、資料8-2、同8-3が見つかっている。）。なお、中島氏は、平成22年9月末には事務局長を退任した。

令和2年11月、中島氏は、本法人理事長、本学学長に就任したが、令和5年4月3日、同理事長、学長を辞任し、同年9月30日には評議員を辞任した。辞任は健康上の理由からであった。

このような経緯の中、本法人は文科省に令和6年1月19日東福大事発第2682号文書を提出し、平成20年公表に反して中島氏を本法人等に関与させたことについて「本法人の主張や対応に一貫性のないこと」を、外部弁護士、本学に在籍する2名の弁護士、司法書士有資格者、監事により構成される検証チームを立ち上げ、調査結果を文科省に報告することを約して、本第三者委員会が設置された。

## 第3 調査対象期間

平成20年公表（平成20年6月27日）以降、令和5年中島氏が本法人理事長及び本学学長を辞任し、本法人が本第三者委員会を設置するまで（令和6年5月31日）の間。

ただし、その背景等調査の必要上、その始期以前に遡る場合がある。

## 第4 調査期間

令和6年5月31日から同年9月12日までの間。

## 第5 調査方法

本第三者委員会は、計13回の委員会を開催し、資料目録掲載の資料を中心として検討を進めるとともに、元現理事長、元現理事、元現監事、教職員のアンケート実施、本法人において業務上使用されている電話、Eメール、FAXの通信記録のチェック等による調査を行い、必要に応じ元現理事長・理事、教職員にヒアリングする等し、伊勢崎キャンパス、池袋キャンパス及び名古屋キャンパスを訪れ、同キャンパス内の様子や総長室を確認する等した。また、本法人において保管されている民事・刑事訴訟等記録により、当該訴訟事件等の内容・経緯を分析し調査を進めた。

## 第6 調査資料

別添「資料目録」掲載のとおり。

## 第2章 当事者等

### 第1 学校法人茶屋四郎次郎記念学園

#### 1 設立

(1) 本法人は、平成11年（1999年）12月22日、文科省の認可を得て、学校法人東京福祉大学との名称で設立された。

その設立準備委員会代表者は、中島氏である。

(2) 中島氏からは金28億円が寄附され、伊勢崎市からは現在の伊勢崎キャンパスである土地建物の無償譲与を受けている。中島氏の28億円もの寄付が本大学の「創立者」と言われる所以の一つとされる。

(3) 初代理事長は中島氏、初代学長はB氏である。

(4) 学校法人名称変更等

平成18年12月11日理事会決議（資料12）において、学校法人東京福祉大学から学校法人茶屋四郎次郎記念学園に名称変更。

#### 2 組織

(1) 本法人の運営に関する組織図（令和6年7月26日現在）は別紙1-1のとおりである。

教学の運営に関する組織図（令和6年4月1日現在）は別紙1-2のとおりである。

(2) 教職員数（東京福祉大学教職員数）

教員177名、職員208名、合計385名（令和6年4月9日現在）

#### 3 役員等（寄附行為第5条～同第25条）

理事（9人）、監事（2人）、評議員（20人以上28人以内）

理事長は理事総数の過半数議決により選任する。

寄附行為には外部理事に関する定めはない。

#### 4 資産状況及びその変化

- (1) 登記簿上の資産の変遷 別表 5-1 「本法人の資産の総額」
- (2) 財務諸表上の変動 別表 5-2 「貸借対照表（決算ごとの推移）」  
貸借対照表収支状況表と登記簿上の資産の総額とが若干の差異を生じているが、これは、本法人が大学経営とは別に若干の賃貸事業による収入があるためである。

#### 5 経常費補助金の減額・不交付

経常費補助金の交付状況は、別表 2 「経常費補助金交付（減額・不交付）経緯」のとおりである。令和元年度 50% 減、令和 2 年度からは不交付となっている。

#### 6 大学機関別認証評価

本法人では、大学機関別認証評価手続を行っている（学校教育法第 109 条）。別途「東京福祉大学」の項で触れる。

#### 7 本法人に係る平成 20 年以降の訴訟等

別表 8 「裁判表（令和 6 年 5 月 31 日現在）」のとおり。

#### 8 刑事事件判決における量刑の理由

第一審刑事裁判所判決書は、「本件は、教育者としてあるまじき犯行であり、社会に与えた影響も軽視できない。」というものであった。

#### 9 監事監査（資料 18）

#### 10 独立監査人監査（資料 19）

### 第 2 東京福祉大学

#### 1 沿革

本大学の開学は、平成 12 年 4 月である。その沿革は、別表 9 「東京福祉大学の沿革」記載のとおり。

平成 15 年 4 月から中島氏が学長も兼任することになった。

#### 2 組織

教学の運営に関する組織は、別紙 1-2 組織図（令和 6 年 4 月 1 日現在）のとおりである。

教職員数は、令和 6 年 4 月 9 日現在、教員 177 名、事務職員 208 名。

キャンパスは、群馬県伊勢崎市（伊勢崎キャンパス）、東京都豊島区（池袋キャンパス）、東京都北区（王子キャンパス）及び愛知県名古屋市（名古屋キャンパス）がある。

- 3 教育理念、目的、使命等 本大学ホームページ参照
- 4 教学分離体制  
平成20年公表において表明され、教育研究評議会が設置されている。
- 5 大学機関別認証評価経緯  
平成29年度評価結果では、大学評価基準に適合しているとの認定がなされている（資料21-3）。
- 6 経常費補助金支給の経緯  
経常費補助金支給の経緯は、別表2「経常費補助金交付（減額・不交付）経緯」のとおりである。令和1年度50%減、令和2年度からは全額不交付となっている。
- 7 検証・評価  
平成20年公表での教学分離体制が出来ていない。  
その要因の一つは、学長選考過程において理事長の恣意が介入する余地が大きい制度となっていることである。総長制をとるか否かという議論はさておき、学長選考過程に教育研究評議会の関与を認め、そのリードのもと学長が決められる手続を検討すべきである。選考手続の客観性を高めるために外部識者を加えることも考えられる。

### 第3 学校法人サンシャイン学園

学校法人サンシャインは、現在、東京福祉保育専門学校を設置している学校法人であり、創設者は、中島氏である。

本法人との関係としては、学校法人サンシャイン学園の元職員又は現職員が、過去ないし現在において、本法人の理事又は事務職員として業務にあたっていること等が確認されている。

また、本法人は、学校法人サンシャイン学園の卒業生を指定校推薦として受け入れることや、学校法人サンシャイン学園に対し施設を賃貸すること、学校法人サンシャイン学園から事業資金の借り入れを行っていることも確認された。

### 第4 学校法人たちばな学園

学校法人たちばな学園は本法人のグループ法人で、主に「保育・介護・ビジネス名古屋専門学校」と「理学・作業名古屋専門学校」を経営している。理事長は中島氏で、本法人の名古屋キャンパスと同じ名古屋市中区丸之内に所在している。

事情聴取等によれば、本法人の名古屋キャンパス入学課職員は、学校法人たちばな学園の入学に関する業務も担当することが通常業務として行われているとのことであり、これに伴って、本年5月初めごろまでは、学校

法人たちばな学園での執務を終えた中島氏が本大学名古屋キャンパスに寄って、学校法人たちばな学園のオープンキャンパスの集客状況を確認する等をしに来ていたとのことであった。

また、たちばな学園と本法人間では、現在も取引関係（本法人からたちばな学園への広告看板料の支払い。年間330万円）があることが確認された。

### 第3章 本法人の設立から平成20年公表まで

#### 第1 本法人・本大学の運営・教学における中島氏の地位

##### 1 本法人設立準備委員会代表者

中島氏は、本法人の設立準備委員会代表者であり、設立にあたり28億円を寄附している。中島氏が本法人等「創立者」と称される所以の一つである。

##### 2 中島氏への権限集中

###### (1) 本法人設立後から中島氏逮捕まで

中島氏は、初代理事長に就任し、平成15年4月には学長に就任し、「総長」（理事長・学長を兼任）として大学・専門学校の経営・教学等に関する権限を掌握し、全権が中島氏一極に集中するに至った。

###### (2) その背景として、次の点が挙げられる。

① 本大学が前記学校法人サンシャイン学園・学校法人たちばな学園の経営する専門学校の延長・発展の線上に創設され、従来の専門学校の教職員の一部が大学の教職員としても業務に従事することが行われ、教職員の兼務等の渾然一体的状況であったこと。

② 中島氏の直接の強力な指揮・監督・命令のもと、大学・専門学校両者の業務に携わる一部の幹部事務職員や教員が、大学・専門学校の重要事項を主導・決定していたこと。

③ 本大学においては、当時の副学長・学部長を含めて、教員の主体的な関与は事実上認められなかつたこと。

（注）中島氏への権限集中の経緯等や当時の状況は、平成20年7月30日付報告書（資料6）に詳しい。

##### 3 中島氏の退任と新理事長、学長就任

中島氏は、平成20年1月21日強制わいせつ罪で逮捕されたことから、同月28日、理事長、理事、評議員及び学長を辞任した。新理事長には中島範氏（中島氏の実母）、学長にはE氏が就任した。

#### 第2 検証・評価

中島氏の権限集中という状況下、本法人の大学運営は「高度な教育研究の水準を維持発展させ、学生たちに良質な教育を提供し、社会の信頼を獲

得していく」とは決して評価できるものではなかった。強制わいせつ等事件の刑事事件第一審判決書は「本件は、教育者としてあるまじき犯行であり、社会に与えた影響も軽視できない。」というものであり、その犯行に至る背景を認定している。中島氏に権限が集中した弊害の表われの一つが強制わいせつ等刑事事件であり、平成20年公表へと繋がる。

#### 第4章 平成20年公表(資料5)

平成20年公表は、中島氏に権限が集中していた本法人・本大学の在り方を反省し、中島氏については「今回の事件は、学校法人の理事長、学長として不適格と言わざるを得ず、罪状が確定し罪を償った後においても、本学校法人の理事長・理事及び大学の学長・教授等として復帰することを認めない。」とした。

平成20年公表と平成20年7月30日付け報告書が強制わいせつ等刑事事件、学生募集におけるパンフレットの虚偽記載等の問題を矮小化させることなく、自浄機能を果たし、大学経営の健全化を図るべく固い意志を表明した。

#### 第5章 平成20年公表から中島氏の仮釈放まで

本法人は、平成20年公表以降、中島氏の仮釈放嘆願等に動き、また、本法人の教職員が中島氏と書簡のやりとりにより本法人・本大学の運営に関する意見を得、その指示を受けていたこと等が発覚した(資料9)。

中島氏は、平成22年7月7日に仮釈放となり、本法人は、これを待っていたかの如く、同月8日、中島氏を事務総長職(月額給与500万円)とする辞令を発した(資料8-1、同8-1-1)。中島氏を事務総長とし給与を決定した辞令書の日付は同年6月28日であり、その経過については、理事会決議がなされた記録はなく、未だに稟議、決定過程は不明瞭なままである。

#### 第6章 中島氏の仮釈放から本法人理事長復帰まで

##### 第1 法人の管理運営に関して問題となった事案

###### 1 序説

本項では、中島氏の仮釈放から理事長復帰までの期間において本法人の管理運営に関して問題となった事案を時系列順に掲げ、各事案の評価を試みる。

###### 2 中島氏の事務総長・事務局長就任

中島氏は、平成22年7月7日、仮釈放されているが、本法人は、その翌日に当たる同月8日、中島氏を事務総長として雇用し、月額基本給500万円を支給している。なお、この「事務総長」という役職は、中島氏を

雇用するために新たに設けられた。また、本法人は、同月 29 日、中島氏の指示により、中島氏を同月 30 日付けで事務局長として雇用している。

事務総長・事務局長就任後における中島氏の業務については、平成 22 年 7 月 10 日、学内の打ち合わせにおいて、中島氏自身が「表に出ないが指揮を執る」と発言している。

その後、週刊誌で本法人が中島氏を雇用していることが報じられ、平成 22 年 8 月 7 日には文科省から中島氏を事務総長として雇用することは適切でないとの指導を受けたため、中島氏は、平成 22 年 9 月 30 日、事務総長・事務局長の役職を辞任し、本法人を退職した。

本法人は、中島氏に対し、退職までの約 3 ヶ月間の間の給与として、1387万0970円（各種控除前の支給額）の給与を支払った。

なお、本法人やその理事らは、中島氏の収監中から、中島氏の収監先や更生保護委員会に対し陳情書や嘆願書を提出し、中島氏の早期仮釈放を嘆願するべく、同書に「前総長中島恒雄の指導が不可欠」や、「中島恒雄が事務職員として学校に早期に復帰することをすべての教職員が望んでいる」、「中島には縁の下の支えとして、学校法人の理事長ほか関係各法人の理事長等を補佐させ、学校運営に協力させたい」等と記載していた。

### 3 平成 22 年公表の掲載とその削除

本大学は、平成 22 年 10 月 12 日、中島氏によるいかなる関与も認めないことを固く約束をする旨の記事（以下「平成 22 年公表」という。）を自らのホームページに掲載したが、平成 23 年 3 月下旬、これを削除している。

削除後、文科省は、本法人に対し、再掲載を求めていたところ、理事会において再掲載が審議されたものの、学生募集へ影響が大きいこと等を理由として、再掲載しないことが決議された。

### 4 サンシャイン図書への業務委託

本法人は、中島氏が本法人を退職した直後の平成 22 年 10 月 1 日、株式会社サンシャイン図書（以下「サンシャイン図書」という。）との間で、大学経営等に関連する業務に係るコンサルティング業務を委託し、その報酬として月額 1000 万円（税別）を支払う契約を締結している（以下「本件業務委託」という。）。なお、その契約書は、平成 22 年 10 月 1 日に作成されたものではなく、平成 23 年 3 月頃、平成 22 年 10 月 1 日にバックデータして作成された。

サンシャイン図書は、昭和 48 年に設立され、平成 22 年 1 月、株式会社サンシャイン商事（以下「サンシャイン商事」という。）へ商号変更し、平成 24 年 5 月、株式会社山岡商事（以下「山岡商事」という。）へ商号変更している（以下、サンシャイン図書、サンシャイン商事及び山岡商事を総称して「サンシャイン図書等」という。）。

サンシャイン図書等の株主は、当初は中島氏の父親であったが、その詳細は不明であり、令和 5 年 7 月 20 日時点では本法人現理事長の長倉氏が 100 % の株主となっている。ただし、長倉氏のヒアリングによれば、長

倉氏は中島氏に名前を貸しただけであって、サンシャイン図書等の株主の変遷については詳しく知らない、とのことである。

サンシャイン図書等の取締役には、本件業務委託開始当時、代表取締役及び取締役に中島氏の親族が就任し、その他の期間にも中島氏の親族や中島氏自身が就任している。なお、長倉氏も、平成22年12月1日に取締役に就任し、平成24年6月20日に退任するまで約1年半にわたって取締役に就任している。

本法人は、本件業務委託が終了するまでの間、サンシャイン図書及びサンシャイン商事に対し、8400万円の委託料を支払っている。ただし、本件業務委託の委託料は、サンシャイン商事に対し平成23年3月31日に委託料6ヶ月分に相当する6300万円を支払うまでサンシャイン図書及びサンシャイン商事へ支払われていなかった一方、中島氏に対し平成22年12月～平成23年2月にかけ調査費等の名目で1940万9139円を支払われていた。なお、中島氏は、本法人からサンシャイン商事への6300万円の支払日と同じ平成23年3月31日、本法人に対し、同額を返金している。

中島氏は、平成22年10月から平成23年2月までの間、サンシャイン図書及びサンシャイン商事の従業員として、合計2100万円の給与（賞与含む。）を得ており、平成23年全体では、合計3825万円（賞与含む。）を得ていることが判明している。

本件業務委託は、平成23年5月20日、同月31日付けで合意解除され、終了したが、本法人は、平成23年6月30日、株式会社教育研究社（以下「教育研究社」という。）との間で、大学経営等に関連する業務に係るコンサルティング業務を委託し、その報酬として月額1000万円（税別）を支払う契約を締結している（以下「後継業務委託」という。）。後継業務委託は平成23年12月末を以って終了しているが、本法人は、後継業務委託が終了するまでの間、教育研究社に対し、8000万円（税別）の報酬を支払った。中島氏は、平成23年当時、教育研究社に雇用されており、給与として、平成23年は2500万円を受け取り、平成24年には2200万円を受け取ったことが判明している。

## 5 海外での留学生募集活動への同行

本法人は、留学生募集活動として、平成23年～平成29年にかけ、タイ、ミャンマー、中国、ベトナム、ウクライナ、ブルガリア、チェコ、ポーランド、ルーマニア、バングラデシュ、ベトナム及びフィリピンへ、教職員を派遣し、現地の日本語学校や大学等を訪問しているが、この留学生募集活動に中島氏が同行している。

## 6 教職員採用面接への同席

本法人は、平成23年4月、経営学部の新設に向け、教職員の採用面接を行なっているが、この採用面接に中島氏が同席している。なお、アンケートの結果、平成30年にも、中島氏は教職員採用面接に同席している。

## 7 練馬総合資材、金子建築及び倉島商事への清掃業務の委託

本法人は、平成23年9月～平成25年12月、練馬総合資材株式会社（以下「練馬総合資材」という。）に対し、平成26年1月～令和3年3月、株式会社金子建築（以下「金子建築」という。）に対し、令和3年4月以降、株式会社倉島商事（以下「倉島商事」という。）に対し、本大学の清掃業務を委託し、練馬総合資材及び金子建築に対しては年間約1億円の業務委託料、倉島商事に対しては月額500万円前後（毎月変動）の業務委託料を支払っている（以下、練馬総合資材、金子建築及び倉島商事を総称して「練馬総合資材等」という。）。

長倉氏のヒアリングによれば、練馬総合資材等はいずれも、長倉氏が設立した株式会社とのことであって、現在又は過去の一時期、長倉氏が代表取締役又は取締役に就任しており、このほか、練馬総合資材では、中島氏の親族が代表取締役又は取締役に就任している。

そして、練馬総合資材は、少なくとも平成24年1月～平成24年8月の間、中島氏を雇用し、月額基本給300万円の給与を支給していたが、金子建築及び倉島商事が中島氏を雇用し給与を支払っていたかどうかについては、資料が乏しく、明らかでない。

## 8 現職財務課長の横領事件

本大学の財務課長であったQ氏は、平成22年10月～平成24年7月の間、自らの職責上、本法人の通帳と印鑑を自由に持ち出すことができるこことを奇貨として、本法人の預金を自ら領得する目的で1億円を引き出して横領した上、隠蔽工作をおこなった（以下「本件横領」という）。

本件横領は、平成25年4月に発覚し、平成27年7月7日にQ氏への刑事告訴が正式に受理されたが、その間、刑事告訴をするかどうかの判断が二転三転し、学生募集への影響をおそれ、一度決められた刑事告訴の方針が当時の水野理事長及びR事務局長の判断で覆され、7ヶ月にわたり理事会へ報告がされなかつたり、正式受理が理事会へ報告されず、外部理事からも質問がされなかつたりする等、理事会において審議が十分ではない面があった。

## 9 中島氏の茶屋四郎次郎記念学術学会会長就任

中島氏は、平成25年12月19日、茶屋四郎次郎記念学術学会（以下「本学会」という。）の会長に就任した。当時、本法人の事務局長であったR氏も中島氏とともに本学会の理事に選任されている。

本学会は、本法人及び本大学とは別組織ではあるものの、学会事務局を本大学内に置き、本大学の職員が事務局を担当し、会員の殆どは本大学の教職員であり、本学会が開催する講演会を本大学の事務職員が手伝い、学会費は本大学が支払う教育研究費から天引きされていた。

中島氏は、文科省から指摘を受け、平成27年2月23日、本学会の会長を退任し、同学会を退会した。

## 1.0 S理事の緊急動議

S理事は、平成25年度第6回理事会において、当時の水野理事長及びR事務局長が中島氏の指示に従って大学の運営を続いていることを問題にし、水野理事長の解任を求める緊急動議を提出したが（以下「本件緊急動議」という。）、理事でもあったR事務局長らからは、水野理事長も含め、中島氏から指示を受けていないし、中島氏を大学の運営に一切関与させておらず、名誉毀損に当たる等の反論があり、本件緊急動議は否決された。

なお、当時の理事会の構成は、内部理事5名（S理事を含む。）及び外部理事4名の合計9名であったため、外部理事4名全員が賛成すれば、理事総数の5分の4の賛成を要する理事長の解任は難しかったとしても、出席理事の過半数の賛成を以って本法人の自浄へ向けた何らかの決議が可決される余地はあったが、本件緊急動議は否決されている。

## 1.1 中島氏の長男であるG氏の理事選任

平成26年度第13回理事会において、中島氏の長男であるG氏が本法人の理事に選任され、平成27年4月1日付けで本法人の理事に就任した。なお、その後、G氏は、令和2年1月24日、副理事長に就任している。

G氏のヒアリングによれば、中島氏の長男であったため、学校法人サンシャイン学園に入職した当時から現在まで本法人や系列法人の理事や事務職員からは「跡取り」として見られており、本法人の理事への就任、そしてその後の副理事長就任にあたって、これに反対する理事は見られなかつた。この事実は、本法人の理事や事務職員の間に、「本法人は中島家の持ち物である」との意識が深く根を下ろしていることを窺わせる。

## 1.2 平成27年公表の掲載とその削除

本大学は、平成27年7月8日、中島氏は本法人の運営に関与しておらず今後も関与させない旨の記事（以下「平成27年公表」という。）を自らのホームページに掲載したが、平成27年7月下旬、これを削除した。

## 1.3 入学式への来場

中島氏は、平成28年度以降、本大学の入学式に来場した上、入学式の様子を見学して、来賓からの挨拶に応じる等し、平成30年度の入学式では、一般参列者が入場する前に入場を許され、準備の様子を見学した。

## 1.4 教員研修会への出席及び授業見学

本大学のファカルティディベロップメント部会は、理事会の審議を経ることなく、平成29年度、中島氏に対し、教員への教育方法の助言を依頼し、これを受け、中島氏は、教員研修会に複数回出席し、教員に対し、授業メソッドについて講義を行うと共に、月に1、2回開催される授業見学に参加し、これに基づき、教員に対し、助言を行った。

## 1.5 本大学キャンパスでの留学生の接遇

中島氏は、平成29年12月9日、東欧からの留学生らと共に本大学の

伊勢崎キャンパスを訪問し、同キャンパス内に残っていた旧「総長室」において同留学生らと昼食を共にする等、接遇を行った。これには本法人の事務職員2名も同行し、その様子は本大学の入学課長にもメールにて報告されている。

#### 1.6 消えた留学生問題

文科省は、令和元年6月11日、本大学のいわゆる「消えた留学生問題」に関し、実地調査に基づく調査結果及び措置方針を公表し、多数の留学生の安易かつ不適切な受入れや不十分な在籍管理が大量の所在不明者、不法残留者等の発生を招いており、本大学の責任は重大と結論付けると共に、留学生を学部研究生として新たに受け入れることを見合わせるよう指導し、出入国在留管理庁は、申請があつても「留学」の在留資格の付与を認めないとした。この件は、国会でも取り上げられ、盛んに報道がなされた。

#### 1.7 本大学キャンパスへの訪問

中島氏は、令和2年5月7日、私物の衣類を回収するとして、本大学伊勢崎キャンパスを訪問した。また、中島氏は、令和2年5月27日、私物を探したいとして、本大学池袋キャンパスを訪問した。

#### 1.8 文科省宛文書での刑の消滅を理由とした中島氏復帰への言及

本法人は、平成31年2月6日、文科省に対し、文書を提出し、中島氏による入学式への来場、教職員研修会への同席及び授業見学等について弁明しているが、同文書に「中島氏は平成32年（来年）10月24日に刑期満了から10年が経過します。刑法第34条の2（刑の消滅）により刑が消滅しますので、創立者である中島氏は教育の現場に復帰させることができるので、そのときは大学を挙げて本学に直ちに復帰してもらうつもりです。」と記載した。もっとも、本法人は、令和元年11月15日、文科省に対し、別の文書を提出し、上記記載を撤回している。

#### 1.9 小括

本法人が平成20年公表から1年も経たない頃から仮釈放後直ちに中島氏を本法人へ関与させることを前提として仮釈放の嘆願活動を行い、仮釈放の翌日に中島氏を事務総長（その後は事務局長）として雇用していること、そして、その雇用が週刊誌報道で文科省に知れ、文科省から指導されるや、文科省の目を欺きつつ、サンシャイン図書等や練馬総合資材等のダミー会社を介して実質に中島氏の雇用を継続し、あるいは利益供与したと疑われることに鑑みれば、平成20年公表は文科省に対する「その場しおぎ」であって、本法人は端から平成20年公表の内容を遵守するつもりはなかったものと評価せざるを得ない。

平成20年公表以降に発生した、海外での留学生募集活動への同行、教員採用面接への同席、本学会会長就任、入学式への来場、教職員研修会への出席及び授業見学、本大学キャンパスでの留学生の接遇、本大学キャンパスへの訪問並びに文科省宛文書での刑の消滅を理由とした中島氏復帰へ

の言及といった事案は、いずれもこのような本法人の姿勢の表れであって、平成20年公表に続く平成22年公表及び平成27年公表についても、文科省に対する「その場しのぎ」であって、本法人はその内容を遵守するつもりはなかったものと評価せざるを得ない。

そして、この間、本法人の理事会は、現職財務課長の横領事件やS理事の緊急動議、消えた留学生問題といった事案で浮き彫りになつたように、そのチェック機能を十分に果たすことができておらず、理事長、内部理事及び事務職員主導の大学経営を追認し続けた。

また、理事長、内部理事及び事務職員は、中島氏の長男であるG氏の理事及び副理事長就任という事案に表れているように、平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表にかかわらず、「本法人は中島家の持ち物である」との意識から脱却できずにいた。しかし、本法人は、伊勢崎市からキャンパス用地の無償提供を受けているほか、かつては経常費補助金を受領し、公的な資金を財政的基盤にしているし、私立学校法上、学校法人には株式会社における株主のような持分権は存在しないことから、かかる意識は適切でない。

## 第2 これらの事案が発生した原因

### 1 序説

本項では、前項で明らかになった本法人の管理運営に関して問題となつた事案がなぜ発生してしまったのか、その原因について検証を試みる。

### 2 経験不足の元理事長らによる事務職員主導の意思決定

中島氏が平成20年1月に本法人の理事長を辞任して以降、令和2年1月に本法人の理事長に復帰するまでの間、中島範氏、松原眞志夫氏及び水野良治氏の3名が本法人の理事長に就任しているが、この3名には大学経営の十分な経験はなかった。このため、この期間、本法人が意思決定を行うにあたっては、理事長は、事務職員に相談し、事務職員が提案した案を原則として追認していた。

### 3 事務職員を通じた中島氏の関与

調査の結果、中島氏から3名の理事長へ直接の指示があったことが明らかになるような資料は見つからなかつたが、この期間に本大学の総務課長や本法人の事務局長を務めたC氏のヒアリングによれば、本法人の意思決定に関しては、適宜、中島氏に対し、事前又は事後に、電話又は対面で報告していた、とのことであつて、この期間においては、理事長に対して提案を行つていた事務職員の側で、中島氏の意向を確認しつつ、意思決定の案を作成し、それに中島氏の意向を反映させていたと推測され、このような形で中島氏の意向が本法人に意思決定に反映されていた。

このような事務職員の行為は、本法人が平成20年公表を文科省に対する「その場しのぎ」として行い、端からその内容を遵守するつもりがなかつたことの表れであり、事務職員がトップダウンの指示に頼らずボトムア

ップで意思決定を行う意思と能力に乏しかったことや、一部の事務職員が中島氏に恩義を感じていることが、その一因になっていた。

#### 4 理事会の機能不全

かかる意思決定の実態に対しては、本来であれば、理事会がそのチェック機能を果たし、個別の議案の否決や理事長の解任といった対応を行うべきであったが、本法人の理事会は、次のような事情を背景として、かかる対応を行えなかった。

第一に、本法人では、平成26年7月4日に理事会運営規程が施行されるまでは、どのような事項を理事会で審議しなければならないかや、どのような事項を理事長が単独で判断できるのかといった点を具体的に規定した内部規程は存在しておらず、理事会において審議すべき事項の範囲が不明確になっており、理事会運営規程施行後も本来であれば審議事項とすべきものがされていない状況が散見され、審議漏れが生じていた。

第二に、理事らは、新たに理事へ就任するにあたり、事務職員から平成20年公表等について説明されることではなく、就任後、徐々かつ断片的にそれらを認識し始めるという実態であったため、理事らが本来のチェック機能を果たすにあたっての判断基準を認識できていなかった。

第三に、本法人では、外部理事らが理事会の具体的な報告事項及び審議事項を知るのは、当日に説明資料を紙媒体で配布された時点であったため、外部理事らは、理事会の報告事項及び審議事項につき、事前検討をすることができず、理事会での突っ込んだ議論が妨げられ、表層的な検討に流れやすい状況があった。

第四に、本法人の寄附行為上、通常の審議事項は出席理事の過半数で議決し、また、理事長の選解任は理事総数の5分の4で議決するものと定められているが、中島氏が本法人の理事長を退任した平成20年1月以降、中島氏が理事長に復帰するまでの間、本法人の外部理事は2名～5名しかおらず、通常の審議事項についても否決は容易ではないし、理事長の選解任についてはほぼ不可能であって、外部理事が理事長、内部理事及び事務職員らの意向を掣肘するのは容易ではなく、理事会における外部理事の掣肘力が十分ではなかった。

第五に、本法人の理事会では、本法人のガバナンスにとって重大な事案について、断片的に審議されるものの、それが継続的にモニタリングされないという傾向があった。

### 第7章 中島氏の本法人理事長・学長復帰から本第三者委員会設置まで

#### 第1 中島氏の理事長・学長復帰

令和2年度第7回理事会以前に、理事会等において中島氏復帰に関して議論された記録を確認することはできなかつた（後に撤回された東福大事発第1917号を除く）。

当時の理事であり総務課長、事務局長補佐（後の事務局長）であったC

氏は政治家（元職含む）や文科省関係者に中島氏復帰について意見聴取をしたり、理事長水野氏、学長D氏には予めその旨を説明する等していたことが確認できた。

本第三者委員会の調査で確認できた前理事長水野氏、前学長D氏の辞任理由はいずれも「中島氏の復帰」のみであった。

本法人は、従前文科省に対して提出する文書では「中島氏を大学運営や教育に全く関与させない」という表現を用いていたが、中島氏復帰直前の文書では「学校教育法及び私立学校法に規定される欠格事由に該当する者に経営・教育をさせないという認識・態度を示してきました」と変化した。

中島氏復帰以前の時期に就任していた各理事長は大学経営の十分な経験が無く、本法人の意思決定にあたっては、事務職員に相談し、提案されるままに追認していた。こうした業務を担当する事務職員の上長の多くが、中島氏の復帰が既定路線という認識であり、中島氏の意向を反映させて案を作成していた。そして前章のとおり、理事会は機能不全だった。

令和2年11月20日令和2年度第8回理事会、第9回理事会が開会され、水野理事長及び学長D氏が辞任し、中島氏が学長、評議員、理事長、及び理事に就任することが全員異議なく承認された。

中島氏復帰に伴う本法人の理事、評議員、事務局長等役職者の変化（令和2年度内）については 別表6 理事交替履歴、同11事務職所属長人事変遷を参照されたい。その他全教職員の人事異動、退職について中島氏の復帰との関連性を調査することはできなかったが、別表8 裁判表（令和5年度）のとおり、令和2年11月20日以降、元教員や同窓会から複数の訴訟が提起された。

文科省（学校法人経営指導室）は、令和2年11月24日付け東福大事発2170号文書「私立学校法第63条第1項に基づく報告の徵収について（報告）」で中島氏が理事長・学長に就任したことを初めて知った。

本法人による文科省大学設置室への学長の変更届は同年11月26日付であった。

教職員の中島氏復帰に対する反応をみると、当初より刑の終了から10年が経過すれば復帰するということが既定路線だった一部の教職員の中にも、理事長、学長への就任は想定外だった（中島氏の犯した事件の性質からすればあり得ない）という者も存在し、協力的な行動をとっていた教職員（概ね各課長以上の職員、文科省との対応（書面作成）、理事会業務に携わっていた職員）の大部分は自ら望んでというよりは協力せざるを得なかつたと推察された。その他多くの教職員は、中島氏の復帰が既定路線であると感じていたが、事件の性質上、理事長、学長に復帰するとまでは想定していなかつた者も多い。事件前から中島氏やその周辺の教職員（「側近」）への疑問や不満、中島氏による運営に恐怖を抱く教職員も多く、中島氏が本法人に関与しないことを好意的にとらえていた分、復帰を知った際には非常に落胆、失望した、という声が多数確認された。

本第三者委員会の調査において、「中島恒雄の早期仮釈放に関する陳情書」、「中島恒雄の早期仮釈放許可に関する嘆願書」、その他中島氏の復帰後本法人が文科省に提出した文書などに記載されていたような、全ての

(多数の) 教職員が中島氏の復帰を望んでいた、中島氏の復帰が教職員の総意であった、喜んでいる等の事実は確認できなかった。

## 第2 中島氏復帰の正当性

本法人は文科省に対し、中島氏復帰は何ら法令に違反するものではない、大学設置基準、文科省告示要件の全ての要件を満たす人物である、過去の公表内容には反しておらず、今回の復帰は過去の文書と矛盾するものではない、と説明していたが、そのうちに、この状況は本法人と係争中である元教員（F氏）が原因である、文科省の主張・指摘はF氏と同人代理人  
■■弁護士が発信する情報に依拠したもので本法人の実績や前向きな面を全く評価していないという主張や、経常費補助金不交付が解決されない場合の文科省や私学事業団に対する訴訟提起をおわせるようになった。

そして令和4年9月26日付文書にて、平成20年公表に関する調査の結果新事実が発見され、平成20年公表は誤り（無効）だった、という説明を始めた。令和4年9月30日評議会で過去の決議を無効とする議決を行い、同日の理事会で、過去の決議の取消、新たなる管理運営体制を全員異議なく承認し決議し、その旨を文科大臣宛に通知した。

令和5年1月10日には「教育学部長補佐 特任教授」N氏名義の文書で、平成20年公表が無効であることが今まで「判明しなかった」経緯（平成20年公表を決議した理事会の後に開催された平成20年9月11日臨時評議会でこの理事会決議が否決された、同評議会には当時の理事過半数が出席していたことから評議会の決議イコール理事総意と理解した、本来改めて理事会を開き平成20年公表を否決する必要があるがそれを失念していた等）を説明し、本法人も「お詫び」と題する同内容の文書を提出した。そして、令和5年1月27日評議会及び理事会で、本法人は平成20年公表を完全否決、無効として新たな改善計画を決議するとともに、平成20年9月11日評議会決議事項（平成20年公表の否決）を追認することを全会一致で可決し文科大臣等に対し、平成20年公表が無効であることについて改めて本法人の説明を述べた。

いずれの説明によっても、令和3、4年度経常費補助金全額不交付の決定が覆ることではなく、文科省の納得も得られることはなかった。

## 第3 特別指導料問題

中島氏復帰後の令和4年度学位審査に係る論文指導料・特別指導料の新設、学位論文審査手数料の大幅引き上げが実施され、中島氏は規定上の根拠なく院生3名から合計350万円の特別指導料を個人的に收受した。この事実を把握した文科省の指摘を受け、令和5年9月6日に中島氏から本法人に350万円全額が返金された。

中島氏はその後本法人財務課長代理U氏に対し、特別指導料相当額を自身に支払うよう連絡し、U氏が応じないと事務局長C氏に繰り返し要求し、C氏はU氏に対し支払いを指示した。U氏は本法人給与規定に基づく諸手

当支給細則第27条「特別手当」による支払を検討しC氏に報告したが、同時に、この件は文科省の指摘を受けている案件でありリスクを伴う判断であるから、事務局長であるC氏自身が原議書の起案者となり理事長決裁を取得すべき、第27条の適用には理事長の判断が必要となる、と指摘した。しかしC氏は理事長の判断を仰がないまま、中島氏への送金指示を出し、本法人から中島氏に350万円（源泉徴収後振込額237万4650円）の支払（キャッシングバック）がなされた。

令和5年度会計監査によりこの事実が明らかとなり、C氏はこの責任をとり令和6年1月24日付で事務局長を退き降格、令和6年度第4回理事会で中島氏に対して全額返金請求を行うことが決定され、7月10日、中島氏より全額が返金された。

中島氏の理事長等在任当時の状況が非難されるべきであることはいうまでもないが、その後のC氏の行動は、刑法上の罪にもあたるおそれのある重大な問題行為であり、決して許されるものではない。後にC氏が作成した説明書、顛末書の内容も含め、未だにこのようなことを行う教職員の存在は、本法人の管理運営体制の改善に対する大きな支障である。

#### 第4 消えた留学生問題

消えた留学生問題については前章のとおりである。中島氏復帰後もなお混沌とし続けており、解決、改善策が見いだせないままであった。

#### 第5 中島氏復帰後の経常費補助金不交付

別表2経常費補助金交付（減額・不交付）経緯を参照されたい。

#### 第6 中島氏の辞任

令和5年3月24日令和4年度第6回理事会にて中島氏は、健康上の理由で同年3月末をもって理事長、学長、理事から退くこととなった。

しかし、同理事会にて、中島氏は今後も自らが管理運営体制に関与して影響を与えていくことを表明し、この指示について全員異議なく承認された。また、評議員には留任し、その任期は令和8年3月末までとされた。

中島氏が理事長、学長を辞任しても経常費補助金全額不交付の結論は覆らず、本法人は同年5月30日付で審査請求も提起したが、同年7月14日付で同審査請求は棄却された（ただし、本採決理由は处分性無しのみ）。

新たに理事長となった長倉氏は、中島氏が理事長、学長を退任したにもかかわらず理事会に出席し、自ら取り仕切り続けていたので、理事長就任1か月後頃に副学長に辞任の意向を伝えたこともあった。その後も同じ状況が続いたが、長倉氏は中島氏に理事会への出席や本法人への関与を辞めるよう繰り返し諫言し、周囲も中島氏を説得するようになり、中島氏は、同年9月22日評議員会において、同月末での評議員辞任、教員退任を表

明するに至った。中島氏はこの辞任直後の同年10月23日、持病の悪化によって重篤な状態に陥り入院している。

理事長、学長、理事、評議員らが説得し中島氏に教員も退任することを決心させたといふのは、本法人の経営状況からしても事実であろうが（別表5-3）、最終的には中島氏自身が当時体力も気力も失っていたことが大いに関係しているといえ、真に本法人の問題に向き合った結果ではなく、既に中島氏が周囲とコミュニケーションが取れる状態に回復している以上、中島氏が本法人へ関与する意欲をもっていると考えるのが自然である。

現在の理事長である長倉氏は、本法人の取引先で東京福祉大学伊勢崎キャンパス建設、同大学開学に深く関わっていた佐田建設株式会社の当時の担当者で、同社取締役を務めており、前章第1第4項、第7項のとおり練馬総合資材等や、株式会社サンシャイン図書の代表取締役、取締役、株主であった。中島氏の個人としての関係をみると、大学設立時以来の協力関係も背景として、主従関係ではなく、傀儡ではない、本法人内の他の教職員、関係者とは異なる、ある程度対等の関係で物申すこともできる立場にあるということがうかがえた。理事長就任後、特別指導料問題で一時中島氏を不間に付すことも選択肢として挙げていたことが判明しており、これは本法人の体質を検討する際に見過ごせないものであるが、最終的に令和6年6月28日理事会にて全額返金の決議がなされ、中島氏に返金請求をして全額回収したことは評価に値する。

## 第7 中島氏辞任後の本法人の管理運営体制

### 1 中島氏の辞任後の理事、評議員、事務局長等役職者の変化

別表6理事交替履歴、及び同11事務職所属長人事変遷を参照されたい。

その後、本法人は、令和6年1月19日、これまでの方針を転換し、平成20年公表（改善計画）の遵守と、これまでの経緯についての原因、背景調査の実施、管理運営体制の見直しの再検討をおこない、文書にて文科省に対して説明するとともに、本法人ホームページにて公表した（資料103、101）。本第三者委員会の調査期間経過後の事情ではあるが、本法人ではコンプライアンス宣言を改訂し「中島氏が教学・運営に関与しないこと」を追加するとともに、係長以上の教職員及び、理事・監事・評議員が平成20年公表を遵守し、中島氏を教学及び運営に関与させず、本学が社会からの信頼を回復するよう努めることについて誓約させ、対象者に誓約書の提出を求めている。対象者49名のうち、令和6年9月3日時点で10名が未提出（中島範氏にはメール未送信）とのことである。

現在の本法人における課題は以下のようなものがあげられる。

### 2 中島氏との連絡、訪問の制限

令和6年1月以降も、中島氏の本法人関係先（大学キャンパス）への立ち入りが確認されていたが、現在中島氏から直接意向や指示を伝える連絡

はなされていないことで、就業規則の改正、通告用メールアドレスを設置するなどの対応に一定の成果が認められる。

しかし、本第三者委員会の調査では、現在も中島氏と連絡をとっている教職員や、中島氏から連絡があった場合でも理事長への報告等をしない教職員の存在が確認できた。たしかな学園と本法人の職員を兼務している者が中島氏と連絡をとったり、中島氏と特定の者の取次ぎを担つたりしているケースも確認できた。理事会で決定された事項であっても「中島氏の了承がない」等といって従わない一部の者がいるためやむを得ず中島氏に話を通している、という者もいた。名古屋キャンパスにおいては、たしかな学園との兼任職員もおり中島氏との接触を完全に断つことは難しい環境にある（ただし、事情聴取等によれば現在名古屋キャンパスにも中島氏は姿を見せていないようである）。

### 3 教職員の意識

第9章「教職員アンケート」のとおり、中島氏の影響が残っていること（「側近」の存在を含む）を恐れている教職員が少なくない。

### 4 社会通念上当然の業務手順、決裁の不遵守

業務上基本的な手順を理解していない、踏まない職員が散見されるとのことであり、本第三者委員会の調査の過程でも、当然取られているべき手続がなされた形跡がない、あるべき記録がない、資料が散逸している等が頻発していた。

### 5 理事等の選任過程の不透明さ

中島氏退任後も本法人理事の選考過程の曖昧さ、不透明さは変わらず、中島氏退任後に選任された理事や現在選任選考中の理事候補者も、理事や教職員の一部の個人的人脈からの推薦、紹介であったということであり、候補者に至る経緯を理事長も正確に認識していなかった。

## 第8 小括

中島氏の復帰は、中島氏とその「側近」である教職員、理事にとって中島氏が収監されたその時から既定路線であったから、中島氏の復帰後、平成20年公表等とそれを前提とした従前の本法人の説明と矛盾する主張が展開されるようになったことは必然である。

中島氏の退任も、経常費補助金交付再開を獲得するための「その場しおぎ」でしかなく、本人の体調不良という事情がなければ中島氏は完全な退任を拒んだ可能性もあるし、退任後も事実上本法人の支配権を握り続けたと考えられる。

そしてこの間本法人の理事会は、そのチェック機能を十分に果たすことができておらず、中島氏による独裁的な運営を許した。真っ当な理事会が存在すれば、中島氏の復帰や、その後展開された復帰正当化に関する主張も防げた可能性がある。

現在、新体制のもとで管理運営の見直し方策を検討し、中島氏との接触も完全に断とうとしていることは確認でき、実際に、そのような気概が理事長や教職員から感じられることがあったが、多くの教職員は未だ中島氏の影を感じ、恐怖や戸惑いの気持ちを抱いている。多くの教職員は、中島氏の復帰を望んでおらず、完全な排除を望んでいる。中島氏からの本法人への接触を完全に排除し、中島氏との接触をする教職員の処分を確実に行っていくことが必要である。

## 第8章 理事・監事に対する質問状による調査と分析

### 第1 理事・監事質問状による調査

令和6年7月3日付けご回答のお願いと題する質問状を発送する方法により、平成20年1月28日以降の本法人理事、監事（以下、「調査対象者」という。）を対象として、平成20年以降の理事会の運営状況及び中島氏の理事会への関与の調査をした。

### 第2 質問状への回答

計50名の調査対象者に質問状を送付し、31名からの回答を得た。

### 第3 整理方法

質問状の分析は、理事長の変遷等をマルクマールとし、平成20年1月28日から令和6年7月3日までを6つの期間に区切り、当該期間に役職についていた者の回答を整理する方法によった。

### 第4 検証・評価

質問状への回答から以下の点を指摘した。

#### ① 理事の選任

中島氏から依頼されたと述べる理事、中島氏と旧知であった理事等が確認された。このため、理事の選任の経緯・理由を理事会内で明瞭にすべきとの指摘をした。

#### ② 理事会の運営

第一に内部理事や事務職員を構成員として、議事内容について事前の協議がなされていたことが推認された。このため、内部理事、事務局と中島氏の関係が継続しているかにつき注視すべきとの指摘をした。

第二に理事会資料が前日ないし当日に配布されていることが確認され、特に外部理事は、十分な議論ができないとの意見があった。このため、外部理事の実質的な排除になりかねない事態であり、議題等の共有については改善が必要であるとの指摘をした。

## 第9章 教職員に対するアンケート調査と分析

### 第1 教職員アンケートの目的・対象

平成20年以降、中島氏が理事長等に復帰していなかった時期に、中島氏が教職員らに業務内外を問わず何らかの指示をしていなかったかを明らかにすること等を目的として、以下のとおりアンケートを行った。

対象：本法人の教職員全員（380名）

期間：2024年6月27日～7月10日（7月31日まで延長）

回答人数：311名（約82%）

### 第2 アンケート結果と分析

#### 1 アンケート結果

平成20年以降、中島氏が理事長等の職になかった期間に中島氏から直接的に業務に関する指示を受けたことがあると回答した者は11.6%、間接的に業務に関する指示を受けたことがあると回答した者は15.1%、自分以外の本法人等の職員が、中島氏から指示を受けている姿を見たり聞いたりしたことがあると回答した者は23.2%であった。

指示があった時期としては、直接的な指示については平成23年ごろから令和6年まで、間接的な指示については平成22年ごろから令和6年まで長期間が挙げられており、具体的な指示内容としては、学生に対する授業方法や、学生募集の仕方等についてのもの、新学部設置認可申請に関するものが挙げられていた。

#### 2 アンケート分析

10%～15%程度の割合の教職員が、中島氏よりなんらかの指示を受けたことがあると回答したこと、20%以上の教職員が、自分以外の教職員が中島氏からの指示を受けている姿を見聞きしたことがあると回答したことから、中島氏が理事長等の職になかった時期にも、教職員に対する指示が行われていたことが確認された。

また、具体的な指示内容からは、中島氏が、大学経営を拡大する方向に关心をもって、指示を行っていたと推測された。

#### 3 結論

平成20年公表において、本法人は、中島氏は本法人の理事長、学長として不適格であるから、刑期を終えた後も、理事長・理事および大学の学長・教授等として復帰することを認めない旨宣言をした一方、中島氏からの指示は、それが本法人等の経営の根幹ともいえる、授業方法や学生募集、新学部設置認可申請に及んでおり、実質的な支配者としての地位は揺るいでいなかったこと、さらに、それが平成22年～23年ごろと、中島氏が刑期を終えた直後の時期から続いていた事は、そもそも、中島氏を理事長等に復帰させないという宣言自体、地位は与えないが実質的な支配者

としては迎えるという姿勢で、宣言をしたものという見方をせざるを得ないようと思われた。

## 第10章 中島氏復帰の法的制約及びその合理性

### 第1 中島氏の理事長・理事・監事等就任の法的制約

#### 1 理事長・理事・監事

中島氏が理事長に復帰した令和2年11月20日当時、中島氏は平成22年10月24日に刑の執行が終わり、令和2年10月24日を以って10年が経過しているため、私立学校法第38条第8項第1号には該当せず、また、精神の機能の障害を窺わせる事情は認められないため、私立学校法第38条第8項第2号にも該当しない。したがって、理事長復帰に関して法的規制はなかった。

#### 2 評議員・学長・教員

令和2年11月20日当時、評議員、学長、教員、事務職員への復帰について法的制約は認められなかった

### 第2 平成20年公表に反して中島氏が本法人等に復帰する合理性

#### 1 中島氏の収監中から仮釈放後の本法人等の動き

(1) 一部理事・一部教職員は収監中の中島氏と書簡・面会により連絡を取り合っていた。その目的は、同氏の仮釈放のためだけでなく、本法人等の運営に関して中島氏の意向・見解をうかがうためであった。この本法人等の動きは、中島氏の関与が本法人等の健全な運営に資するか否かの状況を見極めた上でのことであったという資料は見当たらぬ。

(2) 本法人は、中島氏の仮釈放直前に、月額給与500万円とする事務総長職を用意し、同氏の仮釈放前の平成22年6月28日、中島範理事長（中島氏の実母）名のもと辞令が発せられていた。中島氏はその直後の同年7月30日には事務局長にも就任している。事務総長職は、これまでにない役職であり、その職務内容も不明であることや高額の給与であること、中島氏の復帰自体平成20年公表に反することからすれば、本法人等にとっては極めて重要な人事異動であるにもかかわらず、評議員会、理事会の決議を経ておらず、その経緯自体不明なままである。ガバナンスの観点から極めて疑義のある人事異動であった。

(3) 中島氏が前記事務総長職・事務局長職を退任したころ、本法人は、中島氏が社員となっているサンシャイン図書に業務委託し月額報酬1000万円を支払う旨約定している。この業務委託については、その契約書の成立経緯や契約の解除等、そして実際の業務内容について疑義のあるところであり、中島氏への利益供与が疑われる。

(4) 令和2年11月中島氏が理事長、学長に復帰した後、本法人に納められるべき特別指導料350万円が、指導を受けた学生から中島氏に直接支払われていたという出来事があった。中島氏復帰の事後的な出来事であるが、中島氏への特別指導料の支払いは当時の事務局長しか把握しておらず、中島氏が本法人等を私物化した結果であると指摘され、のちに中島氏から本法人に同額が返還された。

この特別指導料問題は、平成20年公表において事務局長を中心とする組織体制を構築して本法人等の事務を組織的に支援できるように強化するとした趣旨を没却し、当時の事務局長をして法令遵守を怠らせたものであり、このような事態を招いた中島氏の大学運営に対する適格性を疑わざるを得なかった。

#### (5) 理事長・学長の交代

令和2年、中島氏は理事長・学長に復帰したが、中島氏の意向に従つて交代が行われたものであり、理事会、評議員会自体の機能不全、形骸化した状況下にあって、中島氏ありきの理事長・学長就任であった。学長復帰は、学長選考規程を蔑ろにした結果でもあった。

中島氏の理事長・学長復帰は、本法人等のガバナンスを侵害した。

#### (6) 同窓会関係訴訟件

中島氏と当時のC事務局長が中心となって不法な手続きのもとに同窓会の理事を決める等し、2億円の寄付を実行させたことに対する訴訟である(別表8No.15)。この出来事は、中島氏とその側近職員が違法に同窓会の資金を取得したものであり、ガバナンス以前のことであった。

以上のとおり、本法人は、中島氏の復帰について真摯に適格性を検討することもせず、中島氏の復帰後の出来事を見れば、本法人等の健全な運営に資するものだったと言える状況にはなかった。

## 2 平成20年公表の中島氏と一部理事・教職員の関係

事情聴取等の結果、出てきたキーワードは「創立者」「恩義」であった。一部理事・教職員は、中島氏を「創立者」と表現して信奉し、さらに、これまで中島氏から受けた恩義を感じ、中島氏が本法人等を支配する状況を是とし、中島氏の経営に依拠しようとする意識も垣間見られた。また、

「創立者」の存在自体に価値を求めるとともに、本大学の運営のためには中島氏の知見を生かす必要があると考えていた。このような一部理事・教職員の意識を背景に、中島氏自身も「創立者」として、本法人等を支配しようとする強い意図を有し、一部理事・教職員を利用し実際に本法人等に復帰し、経営に関与して来たのである。なお、教職員へのアンケート調査では中島氏の意向に逆らうことによる中島氏(側近教職員)による報復人事への不安や不信が見られた。

## 第3 結論

中島氏復帰当時の文科省告示「大学法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」においては「学校法人の理事及び監事としてふ

さわしい社会的信望を有する者であること」と定められていたが、昨今では、性犯罪歴を有する者が教育現場にいることは許されないとするのが社会通念となってきた。また、中島氏は、同氏に従う一部理事・一部教職員を背景として法令遵守を怠るような行動をとり、かつ、ガバナンスすら自分の意のままとし、本法人等を私物化していた。

平成20年公表に反してまで、中島氏の本法人への関与・復帰を認める合理的な理由は見つからない。

## 第11章 提言

### 第1 平成20年公表の公表継続

本法人等は平成20年公表を継続すべきである。平成20年公表は、本法人等の拠って立つところを示したものであり、本法人等のステークホルダーともいるべき受験生、在学生、及びその保護者、そして卒業生はもとより、本法人等に勤務する教職員に対しての重要なメッセージである。また、この公表により、本法人等が教育機関としてのコンプライアンス・ガバナンスの確保そして自浄機能の意識を育成保持し、健全な学校法人として成長していく役割を期待できる。

### 第2 教育研究評議会の権限強化

例えば、現行の学長選任規程は、理事長の采配で恣意的に学長を選任することができることになっている。この欠陥が中島氏の学長復帰において見られた。教育研究評議会を、理事長の恣意を阻止する組織として一定の権限を認めるとともに、同評議会の客観性を担保すべく教授会の関与や、外部識者が選考委員会に加わることを検討すべきである。

### 第3 理事会の改革

#### 1 内部理事が適正に職務を執行できる体制の確保

本法人等の教職員理事が理事としての職務を適正に遂行できるためには、理事長の業務執行に反対、異議、賛成等の適正な意見・発言が確保されなければならない。教職員理事に対する報復人事防止体制が必要となる。

#### 2 十分かつ適格な外部理事の確保

##### (1) 員数

事情聴取等によれば、外部理事5名による「のっとり」を恐れる発言が見られた。しかし、本法人等は、現在、中島氏による権限の集中の排除、中島氏による私物化、「のっとり」が問われているのである。このような本法人等の現状を理解しなければならない。

##### (2) 外部理事としての適格性

改正私立学校法では、外部理事が定義された（同法第31条第4項第

2号)が、外部理事が中島氏と個人的な繋がりがあるために実質的な外部性が乏しい理事も存在しうる。外部理事の選任時には、実質的な外部性について厳格に検証すべきである。この適格性は、評議員会についても同様のことが言える。

### 3 理事会運営方法の改善

#### (1) 外部理事・監事が審議事項を検討する時間の確保

外部理事が審議事項等につき理事会で突っ込んだ議論ができるように、外部理事には招集通知とともに具体的な説明資料を送付することを理事会運営規程に明記する等し厳守すべきである。評議員会についても同様である。

#### (2) 審議事項についての継続的なモニタリング

理事会での審議事項の帰趨を、監事監査や理事会自身によりモニタリングできる仕組みを構築すべきである。

## 第4 評議員会

評議員会を単なる理事長の諮問機関とせず、学長の選考、利益相反する取引等決議事項の範囲を検討するべきである。資料配布については理事会と同様である。

## 第5 教職員の健全育成

### 1 教職員の育成強化

本法人から文科省への回答の中には、中島氏が所管行政庁への許認可申請等手続について知識・経験があるとの弁明も見られた(資料34)が、こういった弁明は、本法人等が人材の育成を怠り、中島氏に依存してしまったことを明らかにしただけのことである。本法人等の「創立者」である中島氏に対する過剰な依存を払拭し、教職員の育成を強化する必要がある。

### 2 コンプライアンス教育の必要性

教職員に対してはガバナンスの構築以前の基本的なコンプライアンス教育が必要である。

### 3 一部教職員の処遇と教職員間の信頼の回復

#### (1) 教職員の人事評定・異動の検討

人事評定手続きについて、その公平性・透明性等の観点からの検証をしなければならない。また、「側近」と言われる一部教職員の処遇と教職員間の信頼関係の構築を含めた教職員人事を検討し、必要であるならば「側近」の人事異動さらに懲戒手続きを検討しなければならない。

#### (2) 懲戒手続

就業規則違反行為をなした者について、未だ懲戒処分がなされていない事例が存在する。教職員のコンプライアンス意識を高めるためにも、

速やかに、懲戒処分を含めた適正な処遇を検討しなければならない。

(3) 人事異動と職務の引継ぎ

同一職員が同一業務に長期間携わった弊害の顕著な例は業務上横領であるが、専門的であるという理由から、人事を固定させるべきではない。これは、職員育成に関係することである。

## 第6 監査機能の強化

### 1 監事

これまでの監事監査報告書を検討すると、その機能不全を指摘せざるを得ない。中島氏の仮釈放後の事務総長辞令と月額500万円の支給、サンシャイン図書等への業務委託と多額の報酬支払等の監査がその例である。

監事の職責について真摯に検討しなければならない。

### 2 独立監査人による監査

例えば、平成22年のことにはなるが、中島氏に対する事務総長職に対する給与について、どのように監査したのであろうか。本法人等は、今後、独立監査人の監査に然るべき対応しなければならない。

### 3 内部監査室の確立

内部監査室の組織上の独立性の確保が重要である。

公益、内部通報制度については、通報者にとって利用しやすい手続であることが重要である。通報者保護のために、通報窓口に外部の弁護士を配し、情報の適正な調査・処理がなされなければならない。記録が管理保存されることはあることは当然である。

### 4 法務室

法務室の弁護士は、弁護士としての独立性を確保しなければならない。

## 第7 中島氏が関係する法人との取引の整理

監事及び内部監査室において、本法人の取引先を網羅的に精査し、中島氏に利益供与しているといった実態がないか、検証するべきである。

## 第8 名古屋キャンパスにおけるたちばな学園との兼任関係の解消

平成20年公表では、兼任関係について明確に分離するとしていた。

## 第9 トップメッセージ

就業規則第40条の2は、「創立者との連絡に関する報告」について定めているが、これに頼るのでなく、平成20年公表を周知徹底させるべく、本法人のトップである理事長により中島氏との決別表明を機会あるご

とを行い、理事、監事、教職員に対しては指導研修が必要である。

#### 第10 ガバナンス・コードの検討

本第三者委員会が入手している本法人の「ガバナンス・コード第1版」(令和3年度)には、「中島恒雄（現本学総長）」に触れた中島氏礼賛ともいえる記述が多数の部分を占め、かつ、理事長・学長を同一人物が兼務する体制に関する記載等がある。直ちに、改定を検討すべきである。

#### 第11 校歌

中島氏の氏名が歌詞に入っている。校歌の使用方法、歌詞を改める等の検討を要する。

#### 第12 理事長・学長室の改装

本大学伊勢崎キャンパス及び池袋キャンパス内にあった「総長室」は、然るべく改装し、中島氏所有の残置物は本人に引き渡すべきである。

#### 第13 総括

中島氏に対して違法と思える特別指導料相当額の支払いについて、財務課、内部監査室が機能し、監事が動き返還させた経緯は、本第三者委員会が設置された目的の核心に触れるものと言わざるを得ない。本第三者委員会としては、理事、評議員、監事、独立監査人そして教職員、その他関係者が「大学の使命、建学の精神」を真摯に受け止め、本法人等の改革に邁進することを切に期待する。

以上

